



(町章)

和泊町研修センターの 概要



和泊町研修センターは、和泊の街から約5 km、標高188mの越山の中腹北東斜面150mの高台にあり、ほぼ町全域をちょう望できる位置にある。

和泊町研修センター

鹿児島県大島郡和泊町根折1307番地

〒891-9121

TEL・FAX (0997) 92-0805

施設のあらまし

事業名	農村地域農業構造改善事業，多目的研修会施設	
施設名	和泊町研修センター	
目的	農業農村の多様化と農業技術の高度化に対応できる優れた農業者及び中核的担い手農家の育成を始め町内の青少年および一般団体の研修，スポーツ，文化活動の場に供すると共に，婦人の資質の向上，生活改善意欲の高揚を図るため本施設を活用し，豊かで活力のある農村地域社会の建設に資する。	
事業費	3億4千万円（内補助金1億7千万円）	
事業量	多目的ホール棟	鉄筋コンクリート（ALC板） 528.17m ² バレーコート，バトミントン2面，舞台，放送室，倉庫
	管理棟	鉄筋 578.52m ² 事務室，宿直室，健康増進室，図書室，保健室，倉庫，浴室（男，女），ロビー，食堂，厨房，会議室，和室，調理加工室，洗濯室
	研修棟	鉄筋 178m ² 第1・2研修室 30畳 第3研修室 15畳
	宿泊棟	鉄筋 258m ² 宿泊人員 56名（補助使用の場合 96名）
工事概要	昭和54年 12月	実施設計委託（仮契約締結）鮫島建築設計事務所
	昭和55年 1月	地耐力検査委託（仮契約）朝日工業KK
	4月	多目的研修館（仮称）実施設計書完成
	6月	多目的研修館（仮称）（宿泊棟，研修棟，多目的ホール）計 826m ² 着工
	昭和56年 3月	宿泊棟，研修棟，多目的ホール棟完成
	5月	管理棟 923m ² 工事着工（56年，57年の継続事業）
	昭和57年 3月	管理棟 923m ² 56年度分完了 施設名 和泊町研修センター決定（公募）
	6月	管理棟 923m ² 全工程完了
	12月	和泊町研修センター落成 開所

利用のあんない

利用できる人

- 10人以上のグループで24時間以上宿泊して研修あるいは日帰りで研修をしようとするつぎの人であればどなたでも利用できます。
 - 児童・生徒・学生
 - 青少年および婦人団体
 - 農業者が組織する団体及びグループ
 - 職場および一般団体(壮年団, 老人クラブ等)
 - 他所長が特に認めた人
- ただし、特定の政党や宗教を支持したり、反対するための利用や、もっぱら営利を目的とするための利用はできません。

申し込み

- はじめて利用する人は、まず電話でおたずねになると便利です。
- 本館の宿泊定員は56人。
- 研修計画は、生活のきまりを参考にしてください。
- 利用については、利用許可申請書を30日から3日前までに、歴史文化管理センター所長あてに提出してください。(申請書は研修センターにあります。)
- 次のような施設、設備がありますので、これを充分活用し、研修してください。

施設	研修できる内容
ホール	講演会・講義・討議・座談会・映画会・スポーツ・レク活動・音楽会
会議室	講義・討議・座談会
和室	生花・茶道・座談会
研修室1・2・3	講義・討議・座談会
調理加工室	保存食加工及び調理実習
洗濯室	毛布の洗濯
野外活動	オリエンテーリング・ウォークラリー等
乾燥室	野菜類・その他の乾燥

使用料

(単位、円)

区	分	町内	町外
研修施設 (1研修につき1人)	センターの主催事業	免除	免除
	町, 教委等の主催事業	免除	免除
	小, 中学生及び引率者	免除	110
	高校生及び引率者	免除	220
	一般	免除	330
宿泊施設 (1人1泊)	センターの主催事業	免除	免除
	町, 教委等の主催事業	免除	免除
	小, 中学生及び引率者	免除	110
	高校生及び引率者	免除	220
	一般	免除	550
研修諸費 (1研修1人)	研修施設利用者全員(泊)	220	220
	〃(1日研修)	60	110
多目的ホール	午前, 午後, 夜間の3区分	※ 1,100 1,650	※ 1,650 2,200
研修室	〃	550	1,100
農産加工施設のみ	1グループ 〃	550	830
洗濯室	一行程	660	990
味噌加工手数料	原料100kg当り	5,500	6,600
	(味噌加工と併用し他の加工機材を使用する場合追加する。)	550	1,100
製粉機	1kg当り	60	110
真空包装	1枚当り	30	40
乾燥機	1kg当り	30	40

- 午前, 午後, 夜間を通して使用する場合は合算とする。
- 冷房機使用の場合は、別途申しうける。
- 入場料等を徴収する使用にあたっては、町民体育館使用規則に準ずる。

※は電灯使用の場合適用する。

携行品

研修に必要な用具のほか、運動靴・運動衣・室内ばき(体育シューズ)・日用品・ねまき・健康保険証等。



次の場合は、研修生の受入れはいたしません。

- ①月曜日(休館日)
- ②12月28日から1月4日まで(年末年始休業)



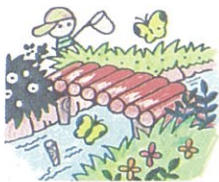
生活のきまり

生活時間（標準時間）

時間	生活内容	備考
6:30～ 6:55	・起床・洗面・寝具の整理	
7:00～ 7:25	・朝のつどい ・清掃	
7:30～ 9:00	・朝食	
(9:00～ 9:15)	・団体代表者打合わせ会	
9:20～10:30	・研修Ⅰ	連続しての
10:50～12:00	・研修Ⅱ	研修活動可
12:00～13:30	・昼食	
13:40～14:50	・研修Ⅲ	連続しての
15:10～16:20	・研修Ⅳ	研修活動可
16:20～17:30	・自由時間	☆入浴可
(16:30～17:00)	・団体代表者打合わせ会	
17:30～17:50	・夕べのつどい	
18:00～19:30	・夕食	☆入浴可
(19:40～19:25)	・灯のつどいリハーサル	
19:40～20:50	・研修Ⅴ	☆入浴可
20:50～22:00	・入浴・一日の反省	
22:00～22:30	・就寝準備	
22:30	・消灯・就寝	

備考

1. 食事、入浴は規定時間内に自由にできます。
2. 研修団体独自の生活時間があれば、それで研修活動を進めて構いません。ただし、食事・入浴時間については変更できませんので研修プログラム計画の時点で配慮願います。



生活のきまり

研修センターでは、共同生活そのものが研修です。

次のことを守って、楽しい中にも規律正しい行動をとりましょう。

1. 生活時間を守り、(10分前)に行動を起こそう。
2. 飲食は食堂で、所定の場所以外は禁煙です。
3. 施設設備は大事に使って、次の人が気持ちよく使えるように整理整頓に努めましょう。
4. 服装は研修にふさわしいもので、ネームプレートをつけてお互いにあいさつや話しかけに努めましょう。
5. 荷物や見廻り品は寝室に整理して、部屋はいつもきちんとしておきましょう。
6. 異性の部屋には出入りしない。
7. 食堂はセルフサービスです。部屋ごとに食卓につき、全員そろって楽しく食べましょう。
8. 健康管理に気をつけ、ぐあいが悪くなったら早めに届けましょう。
9. 野外活動以外は所外に出ない。
10. 生活班を組織しよう。
1人1役、そして助け合おう。

◎ 所内生活

1. 全員そろって入所し、オリエンテーションを受ける。
2. 研修にふさわしい服装でネームプレートをつける。
3. 喫煙は室内・室外を問わず、灰皿のあるところとする。
4. 飲食はすべて食堂とする。
退所前に反省会をもち、そろって退所する。

